

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第2回）	団体提出資料8
令和元年8月28日	

令和元年8月28日

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会
委員長 野口 晴子 殿

一般社団法人日本福祉用具供給協会
理事長 小野木 孝二

文書に係る負担軽減に関する要望

福祉用具サービス及び住宅改修の文書に係る負担軽減に関して下記の通り要望いたしますので、何卒お取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. (指定申請関連文書)

福祉用具サービスにおいても更新申請や変更届の提出では自治体によって様式や運用に違いがあり、個別の対応が求められ負担となっています。

つきましては、提出様式の標準化、提出書類の最適化、電子申請の導入及び運用の統一化を要望します。

2. (報酬請求関連文書)

特定福祉用具販売及び住宅改修は償還払いが原則となっており、支給の申請にあたっては保険者に対して所定様式の提出を行います。

所定様式の提出者は受給者である利用者になりますが、利用者の文書作成負担を軽減するため特定福祉用具販売事業所ならびに住宅改修事業所は所定様式の必要事項を記入し、利用者にご確認いただいた上で押印いただき、その後保険者窓口へ持参することが一般的です。その際の所定様式は紙であることに加え保険者によって様式に違いがあることからシステム化することができず手書きや持参といった負担がかかっています。つきましては、負担軽減の観点から関連様式の統一、Web入力・電子申請の導入及び運用の統一を要望します。

なお、平成28年度介護保険事業状況報告（年報）によりますと、特定福祉用具販売の件数は約49万件、住宅改修の件数は約46万件にのぼります。

3. (指導監査関連文書)

福祉用具サービスにおいても指導監査では自治体によって独自の事前提出書類や確認項目が以前より存在しているところであり、このような場合においては個別の対応が求められ負担となっています。

これに対して、令和元年5月29日付老指発0529第1号「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」によって指導の標準化・効率化及び指導時の文書削減が図られているところと承知しておりますが、この運用が適切になされることを要望します。

以上